

旧 2024年6月27日改定		新
50	第 3 章 装置の使用及び管理	第 3 章 装置の使用及び管理
51	(使用する装置)	
52	第 17 条 治療は、第 1 種装置又は第 2 種装置を使用して行わなければならない。	
53	(高気圧医学専門医)	(日本高気圧潜水医学会専門医)
54	第 18 条 装置を使用しようとする医療機関は、治療の管理と監督及び指導を行う責任者として高気圧医学専門医 (以下「専門医」という)を常勤させなければならない。	第 18 条 装置を使用しようとする医療機関は、治療の管理と監督及び指導を行う責任者として日本高気圧潜水医 学会専門医 (以下「専門医」という)を常勤させなければならない。
55	(専門医の認定)	
56	第 19 条 専門医は、次の各号のいずれにも該当する者であって、かつ、その者の申請によって、学会 がその資 格を認定した者でなければならない。	
57	1) 学会の会員であり、かつ、日本国の医師免許証を有する者であること。	
58	2) 学会が開催する高気圧医学専門医研修講座の課程を履修した者であること。	2) 学会が開催する日本高気圧潜水医学会専門医研修講座の課程を履修した者であること。
59	2 専門医の認定は高気圧医学専門医制度規則によって行う。	2 専門医の認定は日本高気圧潜水医学会専門医制度規則によって行う。
60	第 20 条 装置を使用しようとする医療機関は、高気圧酸素治療専門技師 (以下「専門技師」という) を常勤さ せなければならない。	第 20 条 装置を使用しようとする医療機関は、日本高気圧潜水医学会専門技師 (以下「専門技師」という) を 常勤させなければならない。
61	(高気圧酸素治療安全協会)	
62	第 20 条の 2 装置を使用しようとする医療機関は、高気圧酸素治療安全協会の会員とならなければならない。	
63	(技師の認定)	(日本高気圧潜水医学会専門技師)
64	第 21 条 技師の認定は高気圧酸素治療専門技師制度規則によって行う。	第 21 条 技師の認定は日本高気圧潜水医学会専門技師制度規則によって行う。
65	(装置の操作者)	
66	第 22 条 装置の操作は、専門医、又は専門医の監督と指導の下に技師が行う。ただし、専門医が直接、 かつ、 常時、監督と指導を行う場合に限り、次に掲げる者 (以下「職員」という) に装置の操作を行わせることがで きる。	